



教諭5人の懲戒処分を受け謝罪する滝本教育長(前列中央)ら県教委幹部=19日午後、県庁

県教委

わいせつ行為で2教諭免職

不正会計などで3教諭懲戒

県教委は19日、18歳未満の少女にわいせつ行為をしたとして、県立旗の実特別支援学校の金森昭悟教諭(35)と県立市川南高校の広田晴信教諭(30)を懲戒免職にした。さらに、不正な会計処理や体罰などで教諭3人に懲戒処分を行った。県教委の滝本寛教育長は同日会見し「一度に5人が処分される危機的事態。重く受け止めている」と述べた。

県教委によると、金森教諭は6月10日午後、県内のホテルで、出会い系サイトで知り合った18歳未満の少女にわいせつ行為を行った。金森教諭は眞青少年健全育成条例違反容疑で逮捕

され、同条例違反の罪で起訴されている。広田教諭は今年2月と3日、自宅アパートで、県内の女子高生にわいせつな行為をした。県教委は2人が知り合った経緯などを公表していない。7日未明、松戸市内の飲食店駐車場に止めた乗用車内に2人いたところを、松戸署員が職務質問して発覚。広田教諭は「女子高生に好意があった。軽率な行為で申し訳ない」と謝罪したという。県教委はこのほか、土曜授業の中止を求め野田市長らに脅迫状を送ったとして、野田市立小学校の男性教諭(49)を停職6月にした。教諭は野田署に脅迫容疑で逮捕された後、松戸簡裁から罰金30万円の略式命令を受け納付した。県教委の調査に対し、教諭は土曜授業には言及せずに「普段の仕事に行き詰まり精神的に不安定になった。

子どもや保護者、地域に顔向けできない」と話したという。また、音楽の教材費約230万円を顧問を務めていた吹奏楽部の楽器購入代に充てる不正な会計処理を行ったとして県立浦安高校の男性教諭(26)19日付で退職を停職3月、顧問だった柔道部での指導中に男子生徒に体罰を振るったとし

て船橋市立中学校の男性教諭(56)を減給10分の1、1月の処分とした。県教委はきょう20日から来年1月末までを「不祥事根絶強化期間」に設定。各公立学校に対し、緊急のモラルアップ委員会を開くなどして防止対策に取り組む、結果を報告するように通知した。